

総会

配布：一般

2017年7月10日

第71会期

議事日程議題 13 および 117

2017年7月6日に総会により採択された決議

[主要委員会への付託なし (A/71/L.75)]

71/313. 持続可能な開発のための2030アジェンダに関連する統計委員会の活動

総会は、

総会が、持続可能な開発のための2030アジェンダを採択した、2015年9月25日の総会決議70/1を再確認し、

持続可能な開発のための2030アジェンダの実施において誰も置き去りにしないという誓約、2030アジェンダは、人間中心な、普遍的かつ変革的であること、持続可能な開発目標およびターゲットは、持続可能な三つの側面—経済、社会および環境が統合されたまた分割できないそして釣り合いがとれているものであること、そしてより大きな自由の中で普遍的平和を強化し、協調パートナーシップにおいて行動している、全ての諸国および利害関係者により実施されることをまた求めている人々、惑星および繁栄のための行動計画であることもまた再確認し、そして同アジェンダにおいて認められたあらゆる原則、また極度の貧困を含む、あらゆるその形態および側面における貧困を根絶することは、最大の世界的課題であり持続可能な開発のための欠くことのできない要件であることを更に再確認し、

総会決議70/1において、総会は、持続可能な開発目標およびターゲットが、持続可能な開発目標指標に関する機関間および専門家グループにより策定された一連の世界的指標を用いつつフォローアップされまた再検討されることを決定したことを想起し、

同じ決議において、総会は、持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムにおいて持続可能な開発のための 2030 アジェンダが、統計委員会により合意された、世界的な指標枠組に基づいて、国際連合システムと協力した事務総長により準備されることになっている持続可能な開発目標に関する年次進捗報告書により報告されることに合意したことをまた想起し、

進展の測定を助けそして誰も置き去りにされないことを確実にする、質の高い、利用可能な、時宜を得たそして信頼に足る分類されたデータの必要性を強調し、

開発途上国における国のデータ・システムと評価計画を強化する必要性を再確認し、

それにより総会が公式統計の基本原則を是認しそしてその中で総会が、効果的になるために、統計活動を管理する基本的価値と原則が、法的なまた制度的な枠組で保証されそして全ての政治的レベルと国内の統計システムのあらゆる利害関係者により尊重されなければならないことを強調した、2014 年 1 月 29 日の総会決議 68/261 を想起し、

その中で経済社会理事会が事務局の経済社会局の統計課を含む、国際連合システムおよび地域委員会並びに国際機関に対し、国内統計能力を構築しそして強化することにおいて国の取組、とりわけ開発途上国の取組を支援することを求めた、そして全ての国際機関に対し、関係諸国との協議の後で非難に足る具体的データが利用可能でない限り非難を避けることを通してまた透明な方法論を通したものを含めて、全ての指標に関する範囲、透明性および報告を改善することを求めた、2006 年 7 月 24 日の経済社会理事会決議 2006/6 をまた想起し、

それによって総会が、開発のための第三回開発資金国会議のアジス・アベバ行動目標を是認し、そしてその中で、加盟国が性別、年齢、地理、所得、人種、民族、在留資格、障がいおよび国内の文脈において関連するその他の特徴により分類された質の高い、時宜を得たまた信頼に足るデータを増やすことと使うことを追求することになった、2015 年 7 月 27 日の総会決議 69/313 を再確認し、

同じ決議において、加盟国が、後発開発途上国、内陸開発途上国および小島嶼開発途上国に対するものを含む、開発途上国に対する能力構築支援を高めること、そのために国内の統計機構および運営部

門の能力を更に強化するため、技術的および財政的支援を含む、国際協力を提供することを示したことを想起し、

1. 本決議の添付文書として、また持続可能な開発目標指標に関する機関間および専門家グループにより策定されそして2017年3月7日から10日まで開催された、統計委員会の第48会期で同委員会により、毎年改良されそして2020年に開催されることになっている委員会の第51会期と2025年に開催されることになっているその第65会期において委員会により包括的に見直しされることになっている一連の最初の指標を含みそして加盟国により策定されるであろう、地域的および国のレベルでの指標により補完される自発的且つ国主導の法的文書として合意された、持続可能な開発のための2030アジェンダ¹の持続可能な開発目標とターゲットのための世界的指標枠組を採択する。

2. 統計委員会に対し、持続可能な開発目標およびターゲットをフォローアップしそして再検討する世界指針枠組を完全に実施するための、国際的な統計基準、方法および、必要な場合、指針を策定する実質的且つ技術的な活動を調整することを要請する。

3. 統計委員会に対し、持続可能な開発目標指針に関する機関間および専門家グループを通して、保障範囲、ターゲットに合わせることに、用語の定義およびメタデータの開発に対処するため、世界的な指標枠組を更に改良し改善することそして新しい方法論とデータが利用可能になった場合その定期的な見直しを通したものを含めて、その実施を促進すること、をまた要請する。

4. 事務総長に対し、目標に関する毎年の進捗報告書を通知するために持続可能な開発目標の世界的指標のデータベースを維持することまた諸国に関して示されたそして地域的なまた世界的な総計のために使われるデータ、統計およびメタデータに関する透明性を確保することを続けることを要請する。

5. 事務総長に対し、データの報告経路を強化しそして既存の資源の範囲内で、持続可能な開発目標とターゲットをフォローアップしそして再検討するために使われる指標のためのデータと統計の一致と一貫性を確保するため、国の統計システムと国際的なまた地域的な機構との間の共同作業を促進することを続けることをまた要請する。

¹ 決議 70/1。

6. 国の統計システムからの公式な統計およびデータは、世界的な指標枠組のために必要な基礎を構成することを強調し、国の統計システムは、適切な場合、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの新しいデータの必要性を満たすために自らのシステムに新しいデータソースを統合するための方法を探究することを勧告し、そして国の統計システムの調整役としての国の統計事務所の役割を強調する。

7. 国際機構に対し、国の統計システムにより作り出されたデータに関する世界的な見直しに基礎を置くこととしても具体的な国のデータが信頼に足る判断のために利用可能でない場合には、公表の前にモデル化された評価を作り出しそして確認するため関係国と協議することを促し、国際機構間の意思疎通と調和が、重複した報告を避け、データの一貫性を確保しそして国家についての対応の負担を削減するため高められることを促しそして国際機構に対し、国際的な比較可能性のために国のデータを調和させるために用いられる方法論を提供した透明な制度を通して評価を作り出すことを促す。

8. 世界的な統計システムの全ての活動は、公的統計の基本原則²および経済社会理事会決議 2006/6 を完全に遵守して実施されなければならないことを強調する。

9. 2017 年 1 月 15 日から 18 日まで、南アフリカのケープタウンで開催された、第一回国際連合世界データ・フォーラムにおいて始められ、そして統計委員会の第 48 会期で同委員会により是認された、持続可能な開発目標指針に関する統計の能力構築の議論、計画立案および評価のための枠組を提供している持続可能な開発データのためのケープタウン世界行動計画を歓迎する。

10. 持続可能な開発目標に関連した統計的格差と能力構築の必要性に関連した持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムにおける議論を通知する統計委員会の必要性を強調する。

11. 諸国、国際連合基金および計画、専門機関、地域委員会を含む事務局、ブレトン・ウッズ機関、国際組織および二国間並びに地域的資金提供機関に対し、支援の利用可能なあらゆる手段を用いつつ、国の優先事項を認識しそして開発途上国、とりわけアフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国、中所得諸国、紛争の状況にある諸国および紛争後の諸国において、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの履行の国の主体的取組を反映している調整されたやり方で、データ収集と適切な場合そして自らの職務権限の範囲内で、国の統計事務所の中の調整を強める能力構築を含む、統

² 決議 68/261。

計能力構築を強化するため自らの支援を強めることを促す。

第 90 回本会議

2017 年 7 月 6 日

添付文書

持続可能な開発のための 2030 アジェンダの持続可能な開発目標とターゲットのための世界的な指標枠組

持続可能な開発目標指針は、公的統計の基本原則³⁾に従って、関連する場合、所得、性別、年齢、民族性、在留資格、障害および地理的位置またはその他の特徴により分類されるべきである。

目標およびターゲット
(持続可能な開発のための 2030 アジェンダから) 指標

目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

- | | |
|--|--|
| 1.1 2030 年までに、現在 1 日 1.25 ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる | 1.1.1 性別、年齢、雇用形態および地理的位置（農村／都市）別の国際的な貧困線以下の人口の割合 |
| 1.2 2030 年までに各国定義によるあらゆる次元の貧困状態で生活している、全ての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる | 1.2.1 性別および年齢別の、国内の貧困線以下で生活している人口の割合
1.2.2 各国定義によるあらゆる次元での貧困状態で生活している全ての年齢の男性、女性および子どもの割合 |
| 1.3 最低限の基準を含む全ての者に対する適切な社会保護制度および対策を国内的に実施し、2030 年までに貧困層および脆弱層に対し、十分な保護を達成する | 1.3.1 性別、子ども、失業者、高齢者、障がい者、妊婦、新生児、労務災害被害者、および貧困層並びに脆弱層別の最低限の社会保護／制度の対象となる人口の割合 |
| 1.4 2030 年までに、貧困層および脆弱層を含む、全ての男性および女性が、基礎的サービス | 1.4.1 基礎的サービスにアクセスできる世帯で生活している人口の割合 |

³⁾ 決議 68/261。

へのアクセス、土地およびその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する

1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靭性を構築し、気候変動に関する極端な気象現象やその他の経済的、社会的および環境的衝撃や災害に対する彼らの無防備性や脆弱性を軽減する

1.a あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するために、開発途上国、とりわけ後発開発途上国に対して適切且つ予測可能な手段を提供するため、開発協力の強化を通じて、さまざまな供給源からかなりの量の資源の動員を確保する

1.b 貧困撲滅行動への投資拡大を支援するため、国、地域および国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政治的枠組を創造する

目標2． 飢餓を終わらせ、食料安全保障と栄養改善を実現し、そして持続可能な農業を促進する

2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人

1.4.2 法的に認められた文書で、土地に対する安全な保有権を持ち、安全なものとしてその土地に対する権利を理解している性別および保有権の種類別の全ての成人人口の割合

1.5.1 人口10万人当たりの災害による、死者、行方不明者および直接に影響を受けた人々の数

1.5.2 世界的な国内総生産（GDP）との関係で災害による経済的な直接損失

1.5.3 仙台防災枠組2015-2030に沿った国内の災害リスク削減戦略を採用し実施している国の数

1.5.4 国内の災害リスク削減戦略に沿って、地元の災害リスク削減戦略を採用し実施している地元政府の割合

1.a.1 政府により貧困削減計画に直接に割り当てられた国内で生み出された資源の割合

1.a.2 総政府支出に占める必要不可欠なサービス（教育、保健および社会的保護）の割合

1.a.3 GDPの割合として貧困削減計画に直接割り当てられた補助金の合計と負債を作らない資金の総額

1.b.1 女性、貧困層および脆弱な集団に非常に役立つ部門への政府の周期的且つ極めて重要な支出の割合

2.1.1 栄養失調の蔓延

々、特に貧困層および幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全且つ栄養のある食料を十分得られるようにする

2.2 5歳未満の子どもの発達障害や消耗症に関する国際的に合意されたターゲットを2025年までに、達成することを含めて、2030年までに、あらゆる形態の栄養不良を終わらせ、そして若年女子、妊婦や授乳中の女性および高齢者の栄養の必要性に対処する

2.3 2030年までに、土地、その他の生産資源や投入財、知識、金融サービス、市場および高付加価値化や非農業雇用の機会への確実且つ平等なアクセスの確保を通して、小規模食料生産者、とりわけ女性、先住民族、家族農家、牧畜家および漁業者の農業生産性と所得を倍増させる

2.4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水およびその他の災害に対する適応能力を向上させ、土地と土壌の質を徐々に改善する、持続可能な食料生産システムを確保しそして強靱な農業実践を実施する

2.5 2020年までに、国、地域および国際レベルで適正に管理されまた多様化された種子と植物バンクを通して、種子、栽培植物、および飼育や家畜化された動物並びにこれらに関連した野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的に合意されたように、遺伝資源および関連する伝統的な知識へのアクセス並びにその利用から生じる

2.1.2 食糧不足の経験的尺度（FIES）に基づく住民への中程度なまたは重度な食糧不足の蔓延

2.2.1 5歳未満の子どもの発達障害の蔓延（世界保健機関(WHO)の子どもの成長標準値の年齢相応の身長中央値からの標準偏差がマイナス2未満)

2.2.2 タイプ（消耗症と過体重）別の、5歳未満の子どもの栄養失調の蔓延(世界保健機関の子どもの成長基準の身長相応の体重の中央値からの標準偏差がプラス2以上またはマイナス2未満)

2.3.1 農業／牧畜業／林業の企業規模の種類別の労働単位当たりの生産量

2.3.2 性別と先住的地位別の、小規模食料生産者の平均所得

2.4.1 生産的且つ持続可能な農業の下での農業の地域の割合

2.5.1 中期のまたは長期の保存施設のいずれかにおいて安全が保障された食料および農業のための植物や動物の遺伝資源の数

2.5.2 絶滅の危機にある、危機にないまたは危機のレベルがわからないとして分類された在来の品種の割合

利益の公正かつ公平な配分を促進する

2.a 開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力を向上させるために、国際協力の強化を通して、農村インフラ、農業研究や普及サービス、技術開発および植物と家畜の遺伝子銀行への投資を拡大する

2.b ドーハ開発ラウンドの決定に従い、全ての形態の農産物輸出補助金および同等の効果を持つ全ての輸出措置の並行的撤廃を通して、世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正しそして防止する

2.c 食料価格の極端な変動を制限するため、食料市場およびデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食糧備蓄を含む市場情報への時宜を得たアクセスを容易にする

2.a.1 政府支出における農業指向指数

2.a.2 農業部門への合計政府資金（政府開発援助とその他の政府資金）

2.b.1 農産物輸出補助金

2.c.1 食料価格の変動指数

目標 3. あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

3.1 2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生 10 万人当たり 70 人未満に削減する

3.1.1 妊産婦死亡率

3.1.2 助産専門技能者が立ち会った出産の割合

3.2 2030年までに、全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生 1,000 件当たり 12 件以下まで減らし、5 歳以下の死亡率を少なくとも出生 1,000 件当たり 25 件以下まで減らすことを目的とし、全ての国で、新生児および 5 歳未満児の予防可能な死亡を終わらせる

3.2.1 5 歳未満児の死亡率

3.2.2 新生児の死亡率

3.3 2030年までに、エイズ、結核、マラリアおよび顧みられない熱帯病の流行を終わらせ、肝炎、水系感染症およびその他の感染症に対処する

3.3.1 性別、年齢および主要層別の、まだ非感染者 1,000 人当たりの新規 HIV 感染者の数

3.3.2 住民 10 万人当たりの結核感染者数

3.3.3 住民 1,000 人当たりのマラリアの感染者数

3.3.4 住民 10 万人当たりの B 型肝炎の感染者数

3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通して3分の1減少させ、精神保健と福祉を促進する

3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止と治療を強化する

3.6 2020年までに、世界的な道路の交通事故の死傷者の数を半減させる

3.7 2030年までに、家族計画、情報や教育、および性と生殖に関する健康の国家戦略と計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人が利用できることを確保する

3.8 全ての人に対する、財政リスクからの保護、質の高い必要不可欠な公共医療サービスへのアクセスおよび安全で効果的で、質の高いそして入手しやすい必須の医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジを達成する

3.9 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質および土壌の汚染や汚濁による死亡と疾病の数を大幅に減少させる

3.3.5 顧みられない熱帯病に対する治療介入を必要としている人々の数

3.4.1 心臓血管疾患、癌、糖尿病または慢性の呼吸器疾患による死亡率

3.4.2 自殺率

3.5.1 物質障害に対する治療介入の範囲（薬理的、心理社会的およびリハビリ並びにアフター・ケア・サービス）

3.5.2 純粋アルコール1リットルにおける1暦年内の（15歳以上の）アルコールの一人当たりの消費量としての各国の状況に応じて定義された、アルコールの有害な摂取

3.6.1 道路交通負傷者による死亡率

3.7.1 近代的な方法に立脚した家族計画に対する必要性を有する出産可能年齢（15歳－49歳）の女性の割合

3.7.2 その年齢集団における女性1,000人当たりの青年期（年齢10－14歳；15－19歳）の出産率

3.8.1 （一般的なまた最も恵まれない住民の中の、生殖の、母の、新生児のそして子どもの健康、感染性疾患、非感染性疾患およびサービス能力とアクセスを含む、トレーサー介入に基づく必要不可欠なサービスの平均的範囲として定義された）必要不可欠な公共医療サービスの範囲

3.8.2 総家計支出または収入に対して占める健康に関する家計支出が多い人口の割合

3.9.1 家庭内および周囲の大気汚染による死亡率

3.9.2 不衛生な水、不衛生な施設および衛生知識の不足（全ての人のための安全な上下水道と衛生

(WASH) サービスに対して無防備なこと) による死亡率

3.9.3 意図的でない中毒による死亡率

3.a 全ての国におけるたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を、適切な場合には、強化する

3.a.1 年齢で標準化された 15 歳以上の現在の喫煙率

3.b 開発途上国に主に影響する感染性および非感染性疾患のワクチンや医薬品の研究開発を支援し、公衆衛生を保護し、そして特に全ての人々への医薬品のアクセスを提供する柔軟性に関する知的所有権の貿易関連の側面に関する協定の規定を完全に行使する開発途上国の権利を確約した、TRIPS 協定および公衆の健康に関するドーハ宣言に従って、入手可能な必須の医薬品とワクチンに対するアクセスを提供する

3.b.1 自国の国内計画に含まれた全てのワクチンによりカバーされる対象となった人口の割合

3.b.2 医療研究および基本的な保健部門に対する政府開発援助の純総額

3.b.3 持続可能な基礎に基づく利用可能で入手可能な関連する必須の医薬品の中核的な一揃いを持つ保健施設の割合

3.c 開発途上国、特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国における保健財政および保健人材の採用、能力開発、訓練および定着を大幅に増やす

3.c.1 保健医療従事者の密度と分布

3.d 全ての諸国、とりわけ開発途上諸国の、国家および世界的規模の健康危険因子の早期警告、危険因子の緩和並びに危険因子の管理のための能力を強化する

3.d.1 国際保健規則 (IHR) 能力と保健の緊急時対策

目標 4. 全ての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を確保し、生涯教育の機会を促進する

4.1 2030 年までに、全ての女兒と男児が、適切なまた効果的な学習効果をもたらす、無償、公平かつ質の高い初等教育および中等教育を修了することを確実にする

4.1.1 性別別の、(i) 読書(ii) 算数について最低限の習熟度に達している(a) 3 分の 2 の学年 ; (b) 初等教育の終了時 ; (c) 前期中等教育の終了時における子どもや若者の割合

4.2 2030 年までに、全ての女兒と男児が、初

4.2.1 性別別の、健康、学習および心理社会的福

等教育に対する準備ができるように、質の高い乳幼児の発達、ケアおよび就学前の教育を利用できることを確実にする

4.3 2030年までに、全ての女性および男性が手ごろで、質の高い技術教育、職業教育および大学を含む第三の教育への平等なアクセスを確実にする

4.4 2030年までに、雇用、働きがいのある人間らしい仕事および企業のための、技術的スキルと職業的スキルを含む、関連のあるスキルをもった青年と成人の割合を大幅に増やす

4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を根絶し、障がい者、先住民族および脆弱な条項状況にある子どもを含む、脆弱層に対するあらゆるレベルの教育や職業訓練の平等なアクセスを確保する

4.6 2030年までに、男性と女性の両方の、全ての青年および成人の大部分が、読み書きおよび基本的な計算能力を達成することを確実にする

4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育および持続可能なライフスタイル、人権、ジェンダー平等、平和および非暴力の文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化の多様性と持続可能な開発への文化の貢献の理解のための教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識やスキルを習得することを確実にする

社において順調に発達している5歳未満の子どもの割合

4.2.2 性別別の、(公式の初等教育入学年齢の一年前の)体系的な学習への参加率

4.3.1 性別別の、過去12か月の公式および非公式な教育並びに訓練における青年と成人の参加率

4.4.1 技能のタイプ別の、情報通信技術(ICT)のスキルをもった青年と成人の割合

4.5.1 分類することができる一覧表における全ての教育指数のためのパリティ指数(利用可能な資料としての、女性/男性、農村/都市、富の五分位数および障害度などのその他の最低部/最高部、先住民族および紛争の影響を受けた者)

4.6.1 性別別の、実用的な(a)読み書きスキルおよび(b)基本的な計算能力スキルにおける一定水準の熟達のレベルを少なくとも達成した一定の年齢層における人口の割合

4.7.1 ジェンダー平等と人権を含む、(i)グローバル・シチズンシップ教育および(ii)持続可能な開発のための教育が、(a)国の教育政策;(b)カリキュラム;(c)教員教育、および(d)学生評価における全てのレベルで主流化される程度

4.a 子ども、障がいおよびジェンダーに配慮した教育施設を構築しそして改良しまた全ての人々に安全で、非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供する

4.b 2020年までに、先進国およびその他の開発途上国における、職業訓練および情報通信技術、技術的、工学的並びに科学的なプログラムを含む、高等教育における在籍者のために、開発途上国、特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国並びにアフリカ諸国を対象とした利用可能な奨学金の数を世界規模で大幅に増やす

4.c 2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力を通して、質の高い教員の供給を大幅に増やす

4.a.1 (a)電気；(b)教育目的のためのインターネット；(c)教育目的のためのコンピュータ；(d)障がいをもった学生のために適応した基幹施設と用具；(e)基本的な飲料水；(f)男女別の基本的な衛生施設および(g)基本的な手洗い施設（WASH 指標定義に準じた）に対するアクセスを伴った学校の割合

4.b.1 学問の部門および種類別の奨学金のための政府開発援助の資金の量

4.c.1 一定の国における関連するレベルでの授業のために要求される職に就く前のまたは現職中に行われる少なくとも最低限の教員準備研修（例えば、教育学的研修）を受けた(a)就学前；(b)初等教育；(c)前期中等教育；そして(d)後期中等教育における教員の割合

目標5. ジェンダー平等を達成し、全ての女性および女兒の能力と地位の向上を行う

5.1 あらゆる場所における全ての女性および女兒に対するあらゆる形態の差別を終わらせる

5.2 人身売買や性的およびその他の種類の搾取を含む、公共のまた私的な空間における、全ての女性および女兒に対するあらゆる形態の暴力を排除する

5.1.1 性別に基づく平等と非差別撤廃を促進し、執行しそして監視するための法的枠組が設置されているかどうか

5.2.1 暴力の形態によるまた年齢別の、過去12か月に現在のまたは以前の親しいパートナーにより身体的な、性的なまたは精神的な暴力を受けた15歳以上の以前パートナーだった女性や女兒の割合

5.3 児童婚、早期結婚、強制結婚および女性器切除など、あらゆる有害な慣行を排除する

5.4 公共のサービス、インフラおよび社会保障政策の提供、並びに国内的に適した世帯と家族内における責任分担の促進を通して、無報酬のケアや家事労働を認識しそして評価する

5.5 政治的、経済的および公共的生活におけるあらゆるレベルの意思決定において、女性の完全かつ効果的な参加と指導者層に対する平等な機会を確保する

5.6 国際人口開発会議の行動計画および北京行動綱領並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、合意された性と生殖に関する健康と生殖に関する権利への普遍的アクセスを確保する

5.a 経済的資源に対する同等の権利、並びに国内法に従って、土地およびその他の形態の財産の所有権や管理、金融サービス、相続財産や天然資源に対するアクセスを女性に与えるための改革に着手する

5.b 女性の地位と能力の向上を促進するため

5.2.2 年齢および発生場所別の、過去 12 か月に親しいパートナー以外の人により性的暴力を受けた 15 歳以上の女性や女兒の割合

5.3.1 15 歳未満と 18 歳未満に結婚または婚姻関係にあった 20 歳–24 歳の女性の割合

5.3.2 年齢別の、女性器切除/切り取りを受けた 15 歳–49 歳の女兒や女性の割合

5.4.1 性別、年齢および場所別の、無報酬の家事労働とケアに費やした時間の割合

5.5.1 (a)国会および(b)地方政府において女性が占める議席の割合

5.5.2 管理職における女性の割合

5.6.1 男女関係、避妊具の使用そして生殖に関わる健康管理に関して自らの知識に基づく決定を行う 15 歳–49 歳の女性の割合

5.6.2 性および生殖に関わる健康管理、情報および教育に対して 15 歳以上の女性と男性に対する完全かつ平等なアクセスを保証する法令がある国の数

5.a.1 (a) 性別別の、農地の所有権または保障された権利を有する全ての農業人口の割合そして(b) 所有権のタイプ別の、農地の所有者または権利所持者の中の女性の割合

5.a.2 (慣習法を含む) 法的枠組が、土地所有権および/または管理に対する女性の平等の権利を保証する国の割合

5.b.1 性別別の、携帯電話を所有する個人の割合

に、可能にする技術、とりわけ情報通信技術の活用を強化する

5.c ジェンダー平等の促進並びにあらゆるレベルでの全ての女性と女児の地位と能力の強化のための適正な政策および拘束力ある法を採択し強化する

5.c.1 ジェンダー平等と女性の地位と能力の向上のための公的な割当を監視し算出するための制度をもつ国の割合

目標 6. 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

6.1 2030年までに、全ての人々の安全で入手しやすい飲料水への普遍的且つ衡平なアクセスを達成する

6.1.1 安全に管理された飲料水のサービスを利用している人口の割合の割合

6.2 2030年までに、女性および女児並びに脆弱な状況にある者の必要性に特別の注意を払いつつ、全ての人々の適切且つ平等な下水施設や衛生施設へのアクセスを達成しそして野外での排泄をなくす

6.2.1 石けんや水のある手洗い施設を含む、安全に管理された衛生サービスを利用している人口

6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶そして有害な化学製品と物質の放出の最小化、未処理の排水の割合の半減および再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加により、水質を改善する

6.3.1 安全に処理された排水の割合

6.3.2 良い水質を伴った水域の割合

6.4 2030年までに、全ての部門において水利利用の効率を大幅に増し、水不足に対処するため淡水の採取および供給を確保しそして水不足に悩む人々の数を大幅に減少する

6.4.1 水使用の効率性の経時変化

6.4.2 水ストレスのレベル：利用可能な淡水資源量に占める淡水採取量の割合

6.5 2030年までに、適切な場合には、国境を越えた協力を含む、あらゆるレベルでの統合された水資源管理を実施する

6.5.1 統合された水資源管理実施の度合い (0-100)

6.5.2 水協力の運用取極のある国境を越えた流域割合

6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、

6.6.1 水に関連する生態系の及ぶ範囲の経時変化

帯水層および湖沼を含む、水に関連する生態系を保護し、回復する

6.a 2030年までに、水の採取、淡水化、水の効率的利用、排水処理、再利用と再使用技術を含む、上下水道に関連した活動と計画で、開発途上国に対する国際協力と能力構築支援を拡大する

6.b 上下水道の管理を改善することにおける地域コミュニティの参加を支援しそして強化する

6.a.1 政府が調整した支出計画の一部としての上下水道に関連した政府開発援助の総額

6.b.1 上下水道の管理における地域コミュニティの参加のために制定したまた運用上の政策と手続を持つ地方公共団体の割合

目標 7. 全ての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

7.1 2030年までに、手ごろで信頼できかつ現代的なエネルギーサービスへの普遍的なアクセスを確保する

7.2 2030年までに、世界のエネルギー・ミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に増やす

7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率における改善率を倍加する

7.1.1 電力にアクセスできる人口の割合

7.1.2 無公害燃料と技術を主に頼みにしている人口の割合

7.2.1 最終的なエネルギー消費の総計に占める再生可能エネルギーの割合

7.3.1 一次エネルギーと GDP に関して測定されたエネルギー強度

7.a 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率および先進的且つより無公害な化石燃料技術を含む、無公害エネルギーの研究と技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、そしてエネルギーのインフラと無公害エネルギー技術への投資を促進する

7.a.1 ハイブリッド・システムを含む、無公害エネルギー研究と開発および再生可能エネルギー生産を支援する開発途上国に対する国際的な金融の流れ

7.b 2030年までに、各々の支援計画に従って、開発途上国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国および内陸開発途上国における全ての人

7.b.1 GDP の割合としてのエネルギー効率における投資および持続可能な開発サービスに対するインフラと技術のための財源移行における外国直

々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給するために、インフラを拡大しそして技術の品質を良くする

接投資の総額

目標 8. すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、完全かつ生産的な雇用および働きがいのある人間らしい仕事を促進する

8.1 国内状況に従って一人当たりの経済成長を、そして特に、後発発展途上国における年当たり少なくとも7パーセントの国内総生産の成長を維持する

8.1.1 一人当たりの実質 GDP の年間成長率

8.2 高い付加価値の部門や労働集約型部門に焦点を絞ることを通して、多様化、技術の質を高めることそして技術革新を通して高いレベルの経済生産性を達成する

8.2.1 労働者当たりの実質 GDP の年間成長率

8.3 生産活動、適切な雇用創出、起業、創造性および技術革新を支援する開発志向型の政策を促進し、そして金融サービスへのアクセスを通して、零細企業、小規模企業および中規模企業の設定や成長を奨励する

8.3.1 性別別の、農業以外の雇用における非正規雇用の割合

8.4 2030年まで、消費と生産における世界的な資源効率を漸進的に改善しそして先進国が主導して、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組に従い、環境悪化から経済成長の切り離しに努力する

8.4.1 マテリアルフットプリント、一人当たりのマテリアルフットプリントそして GDP 当たりのマテリアルフットプリント

8.4.2 国内の材料消費、一人当たりの国内の材料消費、そして GDP 当たりの材料消費

8.5 2030年までに、若者や障がい者を含む、全ての女性と男性のための完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する

8.5.1 職業、年齢および障がい者別の、女性と男性労働者の平均時間給

8.5.2 性別、年齢および障がい者別の失業率

8.6 2020年までに、就労、就学または職業訓練を行っていない青年の割合を大幅に減らす

8.6.1 就学、就労または職業訓練を行っていない青年（15歳–24歳）の割合

8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隷制および人身売買を終わらせるための緊急且つ効果的な措置を実施し、そして子ども兵士の勧誘と使用を含む、最悪な形態の児童労働の禁止および撲滅を確保し、そして 2025 年までにあらゆる形態の児童労働を終わらせる

8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用にある者を含む、全ての労働者のための労働権を保護しそして安全で安心な労働環境を促進する

8.9 2030 年までに、雇用を創出しそして地方の文化と産品を促進する持続可能な観光業を促進するための政策を案出しそして実施する

8.10 全ての人の銀行取引、保険および金融サービスに対するアクセスを奨励しまた拡大するため国内の金融機関の能力を強化する

8.a 後発開発途上国に対する貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワークを通じたものを含む、開発途上国、とりわけ後発開発途上国への貿易支援のための援助を拡大する

8.b 2020 年までに、青年の雇用のための世界戦略および国際労働機関の仕事に関する世界協定の実施を策定しそして運用化する

8.7.1 性別および年齢別の、児童労働に従事している 5 歳–17 歳の子どもの割合と数

8.8.1 性別および在留資格別の、致命的なまた致命的でない労働災害の発生率

8.8.2 性別および在留資格別の、国際労働機関 (ILO) の原文の資料および国内法令に基づく、労働権(結社および団体交渉の自由)の国内の遵守のレベル

8.9.1 総合 GDP と GDP 成長率に占める割合としての観光業

8.9.2 観光の全ての仕事の中に持続可能な観光事業が占める仕事の割合

8.10.1 (a)成人 10 万人当たりの市中銀行の支店の数そして(b)成人 10 万人当たりの現金自動預け払い機 (ATM) の数

8.10.2 銀行またはそのほかの金融機関に口座を持つ若しくはモバイル・マネー・サービス提供者を利用する成人 (15 歳以上) の割合

8.a.1 貿易の約束事と支払への援助

8.b.1 厳格な戦略または国の雇用戦略の一部として、青年雇用のために策定されそして運用化された国家戦略の実在

目標 9. レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともにイノベーションの拡大を図る

9.1 全ての人に手ごろで公平なアクセスに焦点を絞った経済発展と人間の福祉を支援するために地域的なまた国境を越えたインフラを含む、質の高い、信頼できる、持続可能なそして強靱なインフラを開発する

9.2 包摂的且つ持続可能な産業化を促進し、2030年までに、国の状況に沿って雇用および国内総生産に占める産業の割合を大幅に増加し、そして後発開発途上国においてはその割合を倍増する

9.3 特に開発途上国における、小規模の製造業やその他の企業の手ごろな貸付を含む金融サービスやバリューチェーンおよび市場へのアクセスを増大する

9.4 2030年までに、自らの能力に従った行動を取っている全ての国と共に、資源使用効率の増加とクリーンで環境上適正な技術と産業プロセスの導入の拡大を伴った、インフラや産業を持続可能にするため、インフラの品質を良くしまた産業に追加導入する

9.5 2030年までに、技術革新を奨励することまた100万人当たりの研究開発従事者の数と官民の研究開発支出を大幅に増加することを含めて、全ての国家、とりわけ開発途上国における産業部門の科学研究を向上させ、技術能力を改善する

9.a アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国および小島嶼開発途上国への金融、科学

9.1.1 四季を通じて利用できる道の2 km以内に
住む農村人口の割合

9.1.2 輸送の機能形態別の、旅客と貨物の輸送量

9.2.1 GDP および一人当たり
に占める製造業の
付加価値

9.2.2 雇用全体に占める製造業の雇用者数

9.3.1 製造業の付加価値全体における小規模製造業の割合

9.3.2 貸付金または与信限度額が設定された小規模製造業の割合

9.4.1 付加価値の単位当たりのCO₂排出量

9.5.1 GDP に占める研究開発支出

9.5.2 住民100万人当たりの（常勤相当の）研究者

9.a.1 インフラに対する公式な国際的支援（政府開発援助とその他の政府資金）の総額

技術のそして技術的支援の強化を通して開発途上国における持続可能且つ強靱なインフラ開発を促進する

9.b 特に産業の多様化や商品への価値の付け加えに資する政策環境を確保することによる、開発途上国の国内の技術開発、研究および技術革新を支援する

9.c 情報通信技術に対するアクセスを大幅に増加しそして 2020 年までに後発開発途上国においてインターネットに対する普遍的且つ手ごろなアクセスを提供するよう努力する

目標 10. 国内および国家間の不平等を是正する

10.1 2030 年までに、人口の下位 40 パーセントの所得成長を、国内平均以上の率で漸進的に達成しそして持続する

10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教あるいは経済的地位またはその他の状態に関わりなく、全ての人の能力を強化し社会的な、経済的なそして政治的な包含を促進する

10.3 差別的な法律、政策および慣行を撤廃すること、並びにこれに関連した適切な法令、政策および行動を促進することにより、機会均等を確保しそして成果の不平等を是正する

10.4 政策、特に税制、賃金および社会保障政策を採用し、平等の拡大を漸進的に達成する

10.5 世界金融市場と金融機関に対する規制と監視を改善しそしてそのような規制の実施を強

9.b.1 付加価値全体における中位の産業とハイテク産業の付加価値の割合

9.c.1 科学技術別の、移動通信網によりカバーされる住民の割合

10.1.1 人口の下位 40 パーセントと総人口の中の一人当たりの家計支出または一人当たりの所得の成長率

10.2.1 性別、年齢および障がい者別の、中位所得の 50 パーセント以下で生活している人の割合

10.3.1 国際人権法の下で禁止されている差別の理由に基づいて過去 12 か月に差別されたまたは嫌がらせを受けたと個人的に感じたと報告している人口の割合

10.4.1 賃金と社会保障給付を構成している GDP の労働分配率

10.5.1 財務健全度指標

化する

10.6 より効果的で、信頼に足る、説明責任のあるそして正当な制度を実行するため、地球規模の国際経済および金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力の強化を確実にする

10.7 計画されたまた良く管理された移民政策の実施を通して、秩序ある、安全な、規則的なまた責任ある移住や人々の流動性を促進する

10.a 世界貿易機関協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別なまた異なる待遇の原則を実施する

10.b 各国の国家計画やプログラムに従って、必要性が最も大きい国家、とりわけ後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国および内陸開発途上国への、政府開発援助と外国直接投資を含む、資金流入を奨励する

10.c 2030年までに、移住労働者の送金経費を3パーセント未満に削減し、5パーセント以上の経費を伴う送金経路を取り除く

10.6.1 国際機構における開発途上国の加盟国数および投票権の割合

10.7.1 渡航先の国における年収に占める従業員が負った採用費用

10.7.2 十分に管理された移民政策を実施している国の数

10.a.1 後発開発途上国や開発途上国からの輸入品に適用されるゼロ関税の関税分類品目の割合

10.b.1 受け取りおよびドナー諸国並びに流れのタイプ（例えば政府開発援助、外国直接投資そしてその他の資金）別の、開発のための全体の資源の流れ

10.c.1 送金総額に占める割合としての送金経費

目標 11. 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能とする

11.1 2030年までに、適切な、安全かつ手ごろな住宅および基本的なサービスに対する全ての人々のアクセスを確保しそしてスラムを改善する

11.2 2030年までに、脆弱な状況にある者、女性、子ども、障がい者および高齢者の必要性に

11.1.1 スラム、正式でない居住地または不適切な住宅で生活している都市人口の割合

11.2.1 性別、年齢および障がい者別の、公共交通機関へ容易にアクセスできる人口の割合

特に注意して、交通の安全性の改善、特に公共交通機関の拡大による、全ての人々に、安全な、手ごろな、利用可能なまた持続可能な輸送システムに対するアクセスを提供する

11.3 2030年までに、全ての国における包摂的かつ持続可能な都市化をまた参加型の、包摂的かつ持続可能な人間居住計画と管理のための能力を強化する

11.4 世界の文化遺産および自然遺産を保護しそして保全する努力を強化する

11.5 2030年までに、貧困層と脆弱な状況にある人の保護について焦点を絞って、水関連、災害を含む災害を原因とする死者の数や影響を受けた人々の数を大幅に削減しそして世界の国内総生産比で直接的な経済損失を大幅に減らす

11.6 2030年までに、大気の状態および都市のまたその他の廃棄物管理に特別な注意を払うことによるものを含めて、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する

11.7 2030年までに、特に女性、子ども、高齢者および障がい者のための、安全で、包摂的かつ利用可能な、緑地や公共スペースへの普遍的

11.3.1 人口増加率に対する土地の利用率の比率

11.3.2 定期的かつ民主的に運営している都市計画と管理への市民社会の直接参加構造をもった都市の割合

11.4.1 遺産の種類（文化遺産、自然遺産、混合遺産および世界遺産に登録されているもの）、政府のレベル（国の、地域のそして地方の／都市の）、支出の種類（運営支出／投資）および民間出資の種類（寄付、非営利部門および後援）別の、あらゆる文化遺産と自然遺産の保全、保護および保存に関して費やされた一人当たりの（公的および民間の）総支出額

11.5.1 人口10万人当たりの災害による、死者、行方不明者および直接影響を受けた人々の数

11.5.2 災害による、決定的に重要なインフラおよび基本的なサービスが利用できない数を含む世界的なGDPに関連した直接経済損失

11.6.1 都市で生成される廃棄物の中で、都市により、定期的に回収され適切に最終処理されている固形廃棄物の割合

11.6.2 （人口で加重平均した）都市における微粒子物質（例；PM2.5やPM）の年平均レベル

11.7.1 性別、年齢および障がい者による別の、全ての者にとっての公共使用のためのオープン・スペースである都市の市街地の平均割合

アクセスを提供する

11.a 国のそして地域の開発計画を強化することにより、都市の、近郊のまた農村の地区の間の経済的、社会的そして環境的な実用的な繋がりを支援する

11.b 2020年までに、包摂、資源効率、気候変動に対する緩和と適応、災害に対する強靭さに向けた総合的政策と計画を採択し実施している都市と人間居住地の数を大幅に増やし、そして、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理を策定しそして実施する

11.c 財政的および技術的支援を通して、現地の資材を用いた持続可能なまた強靭な建造物を建造することにおいて後発開発途上国を支援する

11.7.2 過去 12 か月における、性別、年齢、障害の状態および発生場所別の、身体的または性的嫌がらせの被害者の割合

11.a.1 都市の規模別の、人口予測と資源需要を統合している都市および地域の開発計画を実施している都市に住んでいる人口の割合

11.b.1 仙台防災枠組 2015-2030 に沿って国の防災戦略を採用しそして実施している国の数

11.b.2 国の防災戦略に沿って地方の防災戦略を採用しそして実施している地方政府の割合

11.c.1 現地の資材を用いた持続可能な、強靭なそして資源効率的な建造物の建設や修復に割り当てられた後発開発途上国に対する財政支援の割合

目標 12. 持続可能な消費と生産のパターンを確保する

12.1 開発途上国の開発状況や能力を考慮しつつ、先進国の主導の下で、全ての国が行動を取りつつ、持続可能な消費と生産パターンに関する 10 年計画枠組を実施する

12.2 2030 年までに、天然資源の持続可能な管理および効率的な利用を達成する

12.3 2030 年までに、小売りと消費のレベルで

12.1.1 持続可能な消費と生産 (SCP) に関する国家行動計画若しくは国の政策への優先事項またはターゲットとして主流化した SCP を有する国の数

12.2.1 マテリアルフットプリント、一人当たりのマテリアルフットプリントそして GDP 当たりのマテリアルフットプリント

12.2.2 国内の材料消費、一人当たりの国内の材料消費、そして GDP 当たりの材料消費

12.3.1 世界的な食品ロス指標

の世界全体の一人当たりの食料廃棄量を半減させ、収穫後の損失を含む、生産とサプライチェーンにおける食品ロスを減少する

12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組に従い、製品のライフサイクルを通して、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を達成し、そして人の健康や環境への悪影響を最小化するために、大気、水および土壌への化学物質や廃棄物の放出を大幅に削減する

12.5 2030年までに、発生防止、削減、再生利用および再利用を通して廃棄物の発生を大幅に削減する

12.6 企業、特に大企業や多国籍企業に対し、持続可能な実践を採用しそして自らの定期的な報告に持続可能性に関する情報を採り入れることを奨励する

12.7 国内の政策や優先事項に従って、持続可能な公共調達の慣行を促進する

12.8 2030年までに、あらゆる場所の人々が、持続可能な開発および自然と調和したライフスタイルについての情報と意識を持つことを確保する

12.a 消費と生産のより持続可能な形態に向けて動くための科学的なまた技術的な能力を強化するため開発途上国を支援する

12.b 雇用を創出し地方の文化と製品の促進する持続可能な観光業に対する持続可能な開発の影響を測定する手段を開発しそして実施する

12.4.1 各々の関連する協定により要求される情報を伝えることにおける自らの約束と義務に合致する有害廃棄物およびその他の化学物質に関する国際的な多数国間環境協定の当事国の数

12.4.2 処理の種類による別の、一人当たりの生み出される有害廃棄物および処理された有害廃棄物の割合

12.5.1 国の再生利用率、再利用された物質の重量

12.6.1 持続可能性に関する報告書を発表している会社の数

12.7.1 持続可能な公共調達政策と行動計画を実施している国の数

12.8.1 (a)国の教育政策；(b)カリキュラム；(c)教員教育；および(d)学生評価において(i)国際性教育と(ii)(気候変動教育を含む)持続可能な開発のための教育が主流化される範囲

12.a.1 持続可能な消費および生産並びに環境上適正な技術のための研究と開発に関する開発途上国に対する支援の総額

12.b.1 合意された監視および評価手段を伴った持続可能な観光戦略または政策および実施された行動計画の数

12.c 開発途上国の具体的な必要性や状況を十分に考慮しつつまた貧困層や影響を受けた共同体を保護するやり方で開発に関する可能性のある悪影響を最小化しつつ、税制改革や存在する場合には、有害な補助金の環境への影響を反映してその段階的廃止を通して、各国の状況に応じて、市場のひずみを取り除くことにより、浪費的な消費を奨励している化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する

12.c.1 GDP（生産と消費）の一単位当たりのそして化石燃料に関する国の総支出の割合としての化石燃料補助金の総額

目標 13. 気候変動とその影響に立ち向かうため緊急対策を取る⁴

13.1 全ての国において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性と適応能力を強化する

13.1.1 人口 10 万人当たりの災害による死者、行方不明者および直接影響を受けた人の数

13.1.2 仙台防災枠組 2015-2030 に沿って国の防災戦略を採用し実施している国の数

13.1.3 国の防災戦略に沿って地方の防災戦略を採用し実施している地方政府の割合

13.2 気候変動対策を国の政策、戦略および計画に統合する

13.2.1 気候変動の悪影響に適応するその能力を増し、そして気候への強靱性と食料生産を脅かさない（国内の適応計画、国で決定された貢献、国内のコミュニケーション、隔年の最新情報報告書またはその他を含む）やり方で温室効果ガスの低排出を助長する統合された政策／戦略／計画の制定または運用化を伝達している国の数

13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減および早期警戒に関する教育、意識向上および人的並びに制度的機能を改善する

13.3.1 初等の、中等のそして高等のカリキュラムに緩和、適応、影響軽減および早期警戒を統合している国の数

13.3.2 適応、緩和および技術移転並びに開発行

⁴ 国際連合気候変動枠組条約が、気候変動への世界的な対応について交渉するための主要な国際的な、政府間の対話の場であると認識している。

13.a 重要な緩和行動と実施における透明性の文脈における開発途上国の必要性に対応するためあらゆる資源から 2020 年までに年間 1,000 億ドルを共同で動員するという目標に対する国連気候変動枠組条約の先進締約国により引き受けられた約束を実施した可及的速やかにその資金を供給することを通して緑の気候基金を完全に運用化する

13.b 後発開発途上国および小島嶼開発途上国における、女性、青年および地方や社会的に疎外された共同体に焦点を絞ることを含めて、効果的な気候変動関連計画と管理のための能力を上げるための制度を促進する

目標 14. 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

14.1 2025 年までに、海洋のゴミや栄養素汚染を含む、あらゆる種類の海洋汚染、とりわけ陸上活動からの汚染を防止しそして大幅に減らす

14.2 2020 年までに、重大な悪影響を回避するため、その強靱性を強化することを含めて、海洋と沿岸の生態系を持続的に管理しまた保護し、健全で生産的な海洋を達成するため、海洋と沿岸の生態系の回復のための行動を取る

14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の向上を含めて、海洋の酸性化の影響を最小限にしました対処する

動に対する制度的な、組織的なそして個人の能力開発を強化していることを伝達している国の数

13.a.1 1,000 億ドルの約束に向けて、説明する責任のある 2020 年から 2025 年の間の年間当たりの動員されたアメリカドルの総額

13.b.1 特別な支援を受けている後発開発途上国と小島嶼開発途上国の数また女性、青年および地方や社会的に疎外された共同体に焦点を絞ることを含む、効果的な気候変動関連計画と管理のための能力を上げるための制度に対する財政的、技術的および能力構築を含む、支援の総額

14.1.1 沿岸の富栄養化指数および浮遊プラスチック破片度数

14.2.1 生態系に基づくアプローチを使っている管理された国の排他的経済水域の割合

14.3.1 合意された一揃いの代表的な標本抽出側点で測定された平均海洋酸性度 (pH)

14.4 実現可能な最短期間で、少なくともその生物学的特性によって決められる最大持続生産量を生産できるレベルまで、水産資源を回復するため、2020年までに、漁獲を効果的に規制しそして過剰漁業、違法な、無報告のそして規制されていない漁業および破壊的な漁業慣行を終わらせそして科学に基づく管理計画を実施する

14.5 2020年までに、国内法および国際法に適合してそして最大限入手可能な科学情報に基づいて、沿岸域と海域の少なくとも10パーセントを保全する

14.6 開発途上国および後発開発途上国のための適切かつ効果的な、特別で異なる待遇が、世界貿易機関の漁業補助金交渉⁵の不可分の一部であるべきことを認識しつつ、2020年までに過剰能力や過剰漁獲の原因となる漁業補助金を禁止し、違法な、無報告のそして無規制の漁業の原因となる補助金を廃止し、新しい同様の補助金の導入を自制する

14.7 2030年までに、漁業、水産養殖および観光の持続可能な管理を通して、海洋資源の持続可能な使用からの小島嶼開発途上国と後発開発途上国への経済的利益を増やす

14.a 海洋の健康状態を改善しそして開発途上国、とりわけ小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋の生物多様性の寄与を高めるため、海洋技術の移転に関する政府間海洋学委員会の基準と指針を考慮しつつ、科学知識を増やし、研究能力を開発しそして海洋技

14.4.1 生物学的に持続可能なレベルの範囲内での水産資源の割合

14.5.1 海域に関する保護された区域の範囲

14.6.1 違法な、無報告のそして無規制の漁業と闘うことを目的としている国際的な手段の実施段階における国による進捗

14.7.1 小島嶼開発途上国、後発開発途上国および全ての諸国におけるGDPに占める持続可能な漁業の割合

14.a.1 海洋技術の分野における研究に対して割り当てられた研究総予算の割合

⁵ 現在進行中の世界貿易機関交渉、ドーハ開発アジェンダおよび香港閣僚宣言のマンデートを考慮する。

術を移転する

14.b 海洋資源と市場に対する小規模な零細漁業者のためのアクセスを提供する

14.c 「我々の求める未来」の第 158 項において想起されているように、海洋および海洋資源の保全と持続可能な利用のための法的枠組を規定する、海洋法に関する国際連合条約に反映されている国際法を実施することにより海洋および海洋資源の保全と持続可能な利用を強化する

14.b.1 小規模漁業者のためのアクセス権を認めそして保護する法的な／規制的な／政策の／制度的な枠組の適用段階における国による進捗

14.c.1 海洋および海洋資源の保全と持続可能な利用のために、海洋法に関する国際連合条約に反映されているような、国際法を法的、政策的および制度的枠組を通して実施する、海洋関連手段を批准すること、受諾することそして実施することにおいて進展を図る諸国の数

目標 15. 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止および逆転、並びに生物多様性の損失を阻止する

15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に沿って、とりわけ森林、湿地、山地および乾燥地の陸上生態系と内陸淡水生態系並びにそのサービスの保全、回復および持続可能な利用を確保する

15.2 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な管理の実施を促進し、森林破壊を阻止し、劣化した森林を回復しそして世界的な植林と森林再生を大幅に増やす

15.3 2030 年までに、砂漠化と闘い、砂漠化、干ばつおよび洪水により影響された土地を含む、劣化した土地と土壌を回復し、そして土地劣化に加担しない世界を達成するよう努力する

15.4 2030 年までに、持続可能な開発に不可欠な便益を提供するその能力を高めるため、その生物多様性を含む、山地の生態系の保全を確実にする

15.1.1 土地の全面積の割合に占める森林面積

15.1.2 生態系の種類別に、保護地域別にカバーされている陸上生態系と淡水生態系のための重要な場所の割合

15.2.1 持続可能な森林管理に向けた進展

15.3.1 土地の全面積に占める劣化した土地の割合

15.4.1 山地の生物多様性のために重要な場所に占める保護地区の範囲

15.4.2 マウンテン・グリーン・カバー指数

15.5 自然生息地の劣化を減少させ、生物多様性の損失を停止させ、そして 2020 年までに絶滅危惧種を保護しまた防止するための緊急且つ意義深い行動を取る

15.6 国際的に合意されたように、遺伝資源の利用から生じる利益の公正且つ衡平な配分を促進し、そのような資源への適切なアクセスを促進する

15.7 保護対象の動植物種の密猟や取引を終わらせるための緊急行動を取りそして違法な野生生物製品の需要と供給の両方に対処する

15.8 2020 年までに、侵略的な外来種の侵入を防止し陸上のまた水の生態系へのこれらの種の影響を大幅に減少させるための措置を導入し、そして優先種を調整するかまたは根絶する

15.9 2020 年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画立案、開発プロセス、貧困削減戦略および会計に組み入れる

15.a 生物多様性と生態系を保全しそして持続的に利用するために、あらゆる資源からの財政的資源を動員しそして大幅に増加する

15.b 保全と森林再生のためのものを含めて、持続可能な森林経営を先に進めるため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営に資金を供した開発途上国に対する適切な誘因を提供するため相当な資源を動員する

15.c 持続的な生計機会を追求するために地域共同体の能力を増すことにより、保護種の密猟や取引と闘うための努力に対する世界的な支援を向上する

15.5.1 レッド・リスト指数

15.6.1 利益の公正且つ衡平な配分を確保するための法的、行政的および政策的枠組を採用している国の数

15.7.1 密猟されたかまたは違法に売買された野生生物の割合

15.8.1 関連する国内法令を採択しそして侵略的な外来種の防止または制御に適切に資源を提供している国の割合

15.9.1 生物多様性戦略計画 2011-2020 の生物多様性愛知目標 2 に従って制定された国の目標に向けた進展

15.a.1 生物多様性と生態系の保全と持続可能な利用に関する政府開発援助と公的支出

15.b.1 生物多様性と生態系の保全と持続可能な利用に関する政府開発援助と公的支出

15.c.1 密猟されたかまたは違法に売買された野生生物の割合

目標 16. 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

16.1 あらゆる場所において、全ての形態の暴力および関連する死亡率を大幅に減少する

16.1.1 性別および年齢別の、人口 10 万人当たりの意図的な殺人の犠牲者の数

16.1.2 性別、年齢および原因別の、人口 10 万人当たりの紛争関連死者の数

16.1.3 過去 12 か月の身体的、心神的または性的暴力の対象となった住民の割合

16.1.4 自分が住む地区の周りを一人で安全に歩けると感じる人口の割合

16.2 子どもに対する虐待、搾取、取引およびあらゆる形態の暴力並びに拷問を終わらせる

16.2.1 過去 1 か月に介護者によるなんらかの身体的罰および／または心理的攻撃を経験した 1 歳－17 歳の子どもの割合

16.2.2 性別、年齢および搾取の形態別の、人口 10 万人当たりの人身売買の犠牲者の数

16.2.3 18 歳までに性的暴力を経験した 18 歳－29 歳の若い女性と男性の割合

16.3 国のまた国際的なレベルでの法の支配を促進しそして全ての人に司法への平等なアクセスを確保する

16.3.1 自らの虐待を権限ある当局またはその他の正式に認められた紛争解決メカニズムに報告した過去 12 か月の暴力の犠牲者の割合

16.3.2 刑務所の総収容者で有罪判決を宣告されていない被収容者の割合

16.4 2030 年までに、違法な資金や武器の流れを大幅に減らし、奪われた財産の回復や返還を強化しそしてあらゆる形態の組織犯罪と闘う

16.4.1 内外の違法な資金の流れの総価値（現在のアメリカドルにおける）

16.4.2 国際的な文書に沿って、その違法な起点または状況が、権限ある当局により追跡されてきたかまたは立証されてきた押収された、発見されたまたは引き渡された武器の割合

16.5 あらゆる形態の汚職や賄賂を大幅に減ら

16.5.1 過去 12 か月の間に、公務員と少なくとも

す

16.6 あらゆるレベルでの、効果的な、説明責任のあるそして透明性の高い機関を発展させる

16.7 あらゆるレベルでの、対応的、包摂的、参加型のそして代表的な意思決定を確保する

16.8 グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大しそして強化する

16.9 2030年までに、全ての人に、出生登録を含む、法的な身分証明を提供する

16.10 国内法規および国際協定に従い、情報への公的アクセスを確保しそして基本的自由を保障する

16.a 暴力を防止しそしてテロリズムや犯罪と闘うために、あらゆるレベルでの、特に開発途上国における、能力構築のため、国際協力を通

一回接触したそして公務員に賄賂を支払ったかまたは公務員から賄賂を求められた人の割合

16.5.2 過去12か月の間に、公務員と少なくとも一回接触したそして公務員に賄賂を支払ったかまたは公務員から賄賂を求められた企業の割合

16.6.1 (予算コードまたは同様のもの別の) 部門別の、当初に承認された予算に占める第一次政府支出

16.6.2 公的サービスを最近経験して満足した人口の割合

16.7.1 国の分布に比較した公的機関(国のまた地方の議会、行政事務および司法)における(性別、年齢、障がい者および人種別の)地位の割合

16.7.2 性別、年齢、障害および人種別の、意思決定が包摂的且つ対応的であると信じる住民の割合

16.8.1 国際機構における開発途上国の加盟国数と投票権の割合

16.9.1 年齢別の、その出生が行政機関に登録された5歳未満の子どもの割合

16.10.1 過去12か月のジャーナリスト、関連するメディア要員、労働組合員および人権運動家の殺害、誘拐、強制失踪、恣意的な拘禁や拷問の立証された事例の数

16.10.2 情報への公的アクセスに対する憲法上の、法令によるおよび/または政策的な保証を採用しそして実施している国の数

16.a.1 パリ原則を遵守した独立した国内人権機関の存在

したものを含めて、関連する国内機関を強化する

16.b 持続可能な開発のための非差別的な法と政策を促進しそして執行する

16.b.1 国際人権法の下で禁止されている差別の理由に基づき過去 12 か月に差別または嫌がらせを個人的に感じたと報告している人口の割合

目標 17. 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

資金

17.1 税およびその他の歳入収集の国内の能力を改善するため、開発途上国への国際的な支援を通じたものを含めて、国内資源の動員を強化する

17.1.1 収入源による別の、GDP に占める政府歳入合計の割合

17.1.2 国内の税が資金源である国内の予算の割合

17.2 先進国は、開発途上国に対する政府開発援助（ODA/GNI）を国民総所得の 0.7 パーセントにそして後発開発途上国に対して ODA/GNI の 0.15 から 0.20 パーセントという目標を達成するという多くの先進国による公約を含む、先進国の政府開発援助の公約を完全に実施する。

17.2.1 経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）のドナーの国民総所得（GNI）の割合としての、総合および後発開発途上国に対する政府開発援助純額

ODA 供与国が、後発開発途上国に対して ODA/GNI の少なくとも 0.20 パーセントを提供するという目標設定を検討することを奨励する

17.3 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する

17.3.1 国内予算総額に占める、外国直接投資（FDI）、政府開発援助および南々協力の割合

17.3.2 総合 GDP に占める送金額（アメリカドル）

17.4 必要に応じた負債による資金調達、債務共済および債務再編の促進を目的とした協調的な政策を通して、長期的な債務の持続可能性を

17.4.1 製品とサービスの輸出に占める債務額

達成することにおいて開発途上国を支援し、債務の苦悩を減らすため重債務貧困国の対外債務に対処する

17.5 後発開発途上国のための投資促進体制を採用しそして実施する

技術

17.6 科学、科学技術および技術革新に関する南北、南々および地域的なまた国際的な三角協力そしてこれらへのアクセスを向上しまたとりわけ国際連合レベルにおける、既存のメカニズム間の調整の改善を通して、また世界的な技術促進メカニズムを通して、相互に合意した条件で知識共有を高める

17.7 相互に合意した、譲許的や特恵的な条件を含む、有利な条件で、開発途上国に対する環境上適正な技術の開発、移転、普及および拡散を促進する

17.8 2017年までに、後発開発途上国のための技術バンクおよび科学、科学技術と技術革新の能力構築メカニズムを完全に運用化し、実現技術、とりわけ情報通信技術の利用を向上させる

能力構築

17.9 南北、南々および三角の協力を通して、全ての持続可能な開発目標を実施するための国の計画を支援するため開発途上国における効果的且つ対象を特定した能力構築を実施するための国際的な支援を強める

17.5.1 後発開発途上国のための投資促進体制を採用しそして実施している国の数

17.6.1 協力の種類別の、諸国間の科学および／または科学技術協力協定や計画の数

17.6.2 速度別の、住民100人当たりの固定インターネット・ブロードバンド登録数

17.7.1 環境上適正な技術の開発、移転、普及および拡散を促進するため開発途上国に対する承認された資金調達総額の総額

17.8.1 インターネットを利用している個人の割合

17.9.1 開発途上国に約束された（南北、南々および三角協力を通じたものを含む）財政的および技術的援助のドル額

貿易

17.10 ドーハ開発アジェンダの下での交渉の結果を含めた、世界貿易機関の下での普遍的な、ルールに基づいた、オープンな、差別的でないそして公平な多角的貿易体制を促進する

17.11 特に 2020 年までに世界の輸出の後発開発途上国の占有率を倍にする目的で、開発途上国の輸出を大幅に増やす

17.12 後発開発途上国からの輸入に対して適用される特惠的な原産地規則が透明且つ簡略であり、そして市場アクセスの促進に寄与することを確保することを含めて、世界貿易機関の決定に適合して、全ての後発開発途上国に対し、永続する基礎に基づき、無税で無枠の市場アクセスの時宜を得た実施を実現する

17.10.1 世界中で加重された関税額の平均

17.11.1 世界の輸出における開発途上国と後発開発途上国の占有率

17.12.1 開発途上国、後発開発途上国および小島嶼開発途上国が直面している関税の平均

体制的問題

政策および制度的な一貫性

17.13 政策調整や政策の一貫性を通して、世界的なマクロ経済の安定を促進する

17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する

17.15 貧困撲滅と持続可能な開発のための政策を確立しそして実施するための各国の政策空間と指導力を尊重する

17.13.1 マクロ経済ダッシュボード

17.14.1 持続可能な開発の政策の一貫性を強めるためのメカニズムが整っている国の数

17.15.1 開発協力の提供者による国が所有する結果のフレームワークと計画立案手段の利用範囲

マルチステークホルダー・パートナーシップ

17.16 全ての国々、特に開発途上国における持続可能な開発目標の達成を支援するため、知識、専門知識、技術および金融資源を動員しそして共

17.16.1 持続可能な開発目標の達成を支援するマルチステークホルダー開発有効性監視枠組における進展を報告している国の数

有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完される、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する

17.17 パートナーシップの経験や資源戦略に基礎を置いている、効果的な公的、官民および市民社会のパートナーシップを奨励しまた促進する

資料、監視および説明責任

17.18 2020年までに、所得、性別、年齢、人種、民族、在留資格、障害、地理的位置およびその他の国の状況に関連する特性により分類された、質の高い、時宜を得たそして信頼に足る資料の入手可能性を大幅に増すために、後発開発途上国および小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を高める

17.19 2030年までに、国内総生産を補完する持続可能な開発に関する進展の測定を開発するため既存のイニシアティブに基礎を置き、そして開発途上国における統計の能力構築を支援する

17.17.1 官民のまた市民社会のパートナーシップに約束されたアメリカドルの総額

17.18.1 公的統計の基本原則に従って、目標に関連する場合、国のレベルで作られた十分に分類した持続可能な開発指標の割合

17.18.2 公的統計の基本原則を遵守した国の統計法を有する国の数

17.18.3 資金調達源別の、十分に資金が供給されそして実施されている国の統計計画がある国の数

17.19.1 開発途上国における統計能力を強化するために利用可能とされた資源のドル額

17.19.2 (a)過去10年に少なくとも一度の住民と住宅の調査を実施した、そして(b)100パーセントの出生登録と80パーセントの死亡届を達成した国の割合